

中津川商工会議所「見舞金・祝金・弔慰金制度」規程

(目的)

第1条 本規程は、「ふれあい共済」の一部をなす見舞金・祝金・弔慰金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「ふれあい共済」に加入する中津川商工会議所（以下、「本商工会議所」という）の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「ふれあい共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「ふれあい共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が本制度の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を本商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

(支払先・支払日)

第9条 見舞金等は、契約者（事業主）に対し支払うものとする。また、支払日は請求に基づいて随時支払うものとする。

(規程の特例)

第10条 本規程に特段定めがない場合には、その都度本商工会議所の事務局長がその請求に対してのみ定めるものとする。

(規程の制定・改廃)

第11条 本規程の制定および改廃は、正副会頭会議の決議により行う。

(附則)

1. 本規程は、令和3年9月1日から施行する。
2. 施行日前の発生事由は本規程の対象外とする。

以上

■ 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

但し、1年間（12月1日～翌年11月末日）に2回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口	5口
5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（12月1日～翌年11月末日）に2回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口	5口
5日以上20日未満	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円
20日以上50日未満	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
50日以上80日未満	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円
80日以上120日未満	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円
120日以上	40,000円	45,000円	50,000円	55,000円	60,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、自然（普通）分娩による入院

上記事故通院及び病気入院見舞金について、共済事業年度更新日（12月1日）にまたがる見舞金請求の場合、前年度の給付対象とします。また、同一傷病で連続する場合は1回と解釈し、基準日前後と保険期間を区切って2回請求することはできません。

なお、年齢による本制度上の加入口数減口については、給付要件を満たした日（事故通院5日目または病気入院5日目）が共済事業年度更新日を越えた場合、減口前の加入口数を基準として見舞金を支払います。

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。
夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口	5口
口数一律 10,000円				

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 本制度に加入してから1年を経過せず結婚をして請求があったとき
- (2) 婚姻日から3年を経過して請求があったとき
- (3) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (4) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 出産祝金

加入者（もしくはその配偶者）が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。
夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口	5口
口数一律 10,000円				

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 本制度に加入してから1年を経過せず出産をして請求があったとき
- (2) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (3) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (4) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 死亡弔慰金

加入者が本制度の保障期間中に、加入者と同居の一親等以内の親族が死亡されたとき、次の死亡弔慰金を支払います。同居の一親等以内の親族とは、一緒に住んでいる配偶者・親・子を指す。
但し、1年間（12月1日～翌年11月末日）に1回の支払を限度とします。

1口	2口	3口	4口	5口
口数一律 5,000円				

《死亡弔慰金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは死亡弔慰金を支払いません。

- (1) 死亡された日から3年を経過しているとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 死亡された日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 事故通院見舞金の請求手続

加入者が事故通院見舞金の支払事由に該当した場合は、本商工会議所備え付けまたはホームページ掲載の「見舞金請求書」に必要事項を記入のうえ、本商工会議所に提出し請求を行ってください。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 診断書・通院証明書・領収書等の通院開始日及び終了日が証明できる書類の原本又はその写し

■ 病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、本商工会議所備え付けまたはホームページ掲載の「見舞金請求書」に必要事項を記入のうえ、本商工会議所に提出し請求を行ってください。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 診断書・入院証明書・領収書等の入院開始日及び終了日が証明できる書類の原本又はその写し

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、本商工会議所備え付けまたはホームページ掲載の「祝金請求書」に必要事項を記入のうえ、本商工会議所に提出し請求を行ってください。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 戸籍謄本・戸籍抄本・婚姻届受理証明書等の婚姻日が証明できる書類の原本またはその写し

■ 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、本商工会議所備え付けまたはホームページ掲載の「祝金請求書」に必要事項を記入のうえ、本商工会議所に提出し請求を行ってください。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 戸籍謄本・戸籍抄本・住民票（続柄記載のあるもの）・母子手帳・健康保険証（続柄記載のあるもの）等の出産した日が証明できる書類の原本またはその写し

■ 死亡弔慰金の請求手続

加入者と同居の一親等以内の親族が死亡弔慰金の支払事由に該当した場合は、本商工会議所備え付けまたはホームページ掲載の「死亡弔慰金請求書」に必要事項を記入のうえ、本商工会議所に提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 戸籍謄本・戸籍抄本・死亡診断書等の亡くなられた日が証明できる書類の原本又はその写し

本商工会議所は事故通院見舞金、病気入院見舞金の請求手続に際し、請求内容について医療機関等に照会することがあります。また、本制度の請求に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。